

## ● 高齢者施設の入所者・居住者のみなさまへ！

# 新型コロナウイルス感染症に係る ワクチン接種のお知らせ

### 1 新型コロナウイルスワクチン接種について

新型コロナウイルス感染症について、原因となる病原体（ウイルスや細菌など）に対する「免疫」（抵抗力）をつけたり、免疫を強くするために、ワクチン接種を受けていただけます。

なお、新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種は、強制ではありません。

接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われますので、予防接種を希望される方は、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解いただき、かかりつけ医等の医師に相談の上、自らの意思でワクチン接種を受けてください。**（接種費用は無料）**

### 2 接種対象

- ・ 市内在住の高齢者  
（令和3年度中に65歳に達する、昭和32年4月1日以前に生まれた方）

- ・ 高齢者施設従事者

高齢者が入所・住居する社会福祉施設において、利用者に直接接する職員については、市町村及び施設等の双方の体制が整う場合、介護保険施設や一定の要件を満たす高齢者施設において接種する場合に、当該施設内入所者と同時に接種できます。

### 3 接種回数

接種回数：2回（1回目から、原則21日間隔）

※1回目と2回目は、必ず同じワクチン接種を受けてください。

※十分な免疫ができるのは、2回目の接種を受けてからしばらく期間がかかることとされています。ワクチン接種にかかわらず、適切な感染防止策を行う必要があります。

### 4 予防接種を受けることができない人

一般に、次にあてはまる方はワクチンを接種できません。該当すると思われる場合、必ず接種前の診察時に医師へ伝えてください。

- 新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けたことのある者で新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う必要がないと認められるもの
- 明らかに発熱している人（※1）
- 重い急性疾患にかかっている人
- ワクチンの成分に対し、重度の過敏症（※2）の既往歴のある人
- 上記以外で、予防接種を受けることが不適切な状態にある人

（※1）明らかな発熱とは通常37.5℃以上を指します。37.5℃を下回る場合も平時の体温を鑑みて発熱と判断される場合はこの限りではありません。

（※2）アナフィラキシーや、全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状

### 5 予防接種を受けるにあたり注意が必要な人

一般に、次にあてはまる方はワクチンの接種について注意が必要です。該当すると思われる場合、必ず接種前の診察時に医師へ伝えてください。

（うらへ続く）

- 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障がいのある人
- 過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の方がいる人
- 心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障がいなどの基礎疾患のある人
- 過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた人
- 過去にけいれんを起こしたことがある人
- ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある人

妊娠中、または妊娠している可能性がある人、授乳されている人は、接種前の診察時に必ず医師へ伝えてください。

また、過去に薬剤で過敏症やアレルギーを起こしたことのある人は、接種前の診察時に必ず医師へ伝えてください

なお、接種には医師による許可が必要ですので、必ず事前に医師へご相談ください。

## 6 接種を受けた後の注意点

- 新型コロナワクチンの接種にあたっては、接種後に経過観察を行うことを想定しています。接種を受けた施設でお待ちいただき、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。
- 注射した部分は清潔に保つようにし、注射した部分はこすらないようにしてください。
- 当日の激しい運動は控えてください。

## 7 副反応について

主な副反応は、注射した部分の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱等があります。また、まれに起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシーがあります。

なお、本ワクチンは、新しい種類のワクチンのため、これまでに明らかになっていない症状が出る可能性があります。

接種後に気になる症状を認めた場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談してください。

## 8 予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害（病気になったり障がいが残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。新型コロナウイルスワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済（医療費・障がい年金等の給付）が受けられます。

## 9 接種場所・手続き

高齢者施設内、住民票所在地の市町村（住所地）の医療機関や接種会場で接種が行われる予定です。高齢者施設内で接種する場合は「接種券」や「予診票」が市町村より送付されますので大切に保管してください。

接種場所は、お住まいの施設の方やご家族の方等とご相談のうえ決定してください。

施設外でワクチンを接種するための主な手続きは、次のとおりです。

- (1) ワクチンの接種場所を決め、必要に応じて施設・事業所にご相談ください。
- (2) 市町村から「接種券」「予診票」「新型コロナワクチン接種のお知らせ」が届きますので電話やインターネットで接種日や接種場所を予約してください。
- (3) 接種を受ける際には「接種券」「予診票」「本人確認書類」をご持参ください。